



出産、育児に関する休暇・休業制度

1. 妊娠から出産までの休暇等		職種	適用	備考
種類	摘要			
① 妊産婦健診休暇	<p>妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、保健指導や健康診査を受けるために必要と認められる期間取得できます。</p> <p>妊娠満23週まで 1回/4週間 妊娠満24週から35週まで 1回/2週間 妊娠満36週から出産まで 1回/1週間 産後1年まで ※1 1回</p> <p>※1 病院助手、専攻医、臨床研修医および研修歯科医（以下「病院助手等」という。）は、取得できませんので年次有給休暇により対応してください。</p>	職員	○	有給
		病院助手	○	無給
		専攻医	○	無給
		臨床研修医	○	無給
		研修歯科医	○	無給
② 妊娠障害休暇	<p>妊娠中の女性職員が、つわり等、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難なときに、<u>14日以内</u>取得できます。<u>半日や時間単位での取得も可能</u>です。</p>	職員	○	有給
		病院助手	○	無給
		専攻医	○	無給
		臨床研修医	○	無給
		研修歯科医	○	無給
③ 通勤緩和休暇	<p>妊娠中の女性職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体または胎児の健康保持に影響がある場合、<u>正規の勤務時間の初めまたは終わりにおいて1日を通じて1時間の範囲内</u>で、それぞれ必要とする時間、取得できます。</p>	職員	○	有給
		病院助手	○	無給
		専攻医	○	無給
		臨床研修医	○	無給
		研修歯科医	○	無給
④ 出産休暇	<p>女性職員が出産に際して、<u>出産予定日の8週間前（病院助手等は6週間前）、双子など多胎妊娠の場合は14週間前から、出産後8週間以内 ※2の期間</u>取得できます。</p> <p>【産前】出産予定日の8週間前（病院助手等は6週間前） 多胎妊娠の場合は出産予定日の14週間前 【産後】出産後8週間以内 ※2</p> <p>※2 原則として、産後8週間は就業することはできません。ただし、産後6週間を経過した後は、職員が請求して医師が支障がないと認めた場合には就業できます。</p> <p>※3 病院助手等は無給ですが、臨床研修医は、共済組合より手当金が支給されます。病院助手、専攻医および研修歯科医は、健康保険より手当金が支給されます。</p>	職員	○	有給
		病院助手	○	無給 ※3
		専攻医	○	無給 ※3
		臨床研修医	○	無給 ※3
		研修歯科医	○	無給 ※3



(H24.1.1)

⑤ 妊産婦の時間外・休日・深夜勤務の制限	妊娠中の女性職員が、母体または胎児の健康保持のため、深夜勤務や時間外勤務等の制限を所属長に請求できます。	職員	○	
		病院助手	○	
		専攻医	○	
		臨床研修医	○	
		研修歯科医	○	
⑥ 妊娠中の休息	妊娠中の女性職員は、勤務時間規程に規定する「職務に専念する義務の免除」を利用して、母体または胎児の健康保持のため、 <u>勤務時間中に休息または補食するとき、その都度必要と認められる時間、職務に専念する義務が免除されます。</u>	職員	○	
		病院助手	○	
		専攻医	○	
		臨床研修医	○	
		研修歯科医	○	
⑦ 危険有害業務の就業制限	妊娠中および出産後1年を経過しない女性職員は、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務、その他、妊娠、出産、哺育等に有害な業務には就かせない就業制限があります。	職員	○	
		病院助手	○	
		専攻医	○	
		臨床研修医	○	
		研修歯科医	○	
⑧ 業務軽減	妊娠中および出産後1年を経過しない女性職員は、業務の軽減を請求できます。 ※4 病院助手等は、妊娠中のみ請求できます。	職員	○	
		病院助手 ※4	○	
		専攻医 ※4	○	
		臨床研修医 ※4	○	
		研修歯科医 ※4	○	



(H24.1.1)

⑨ 配偶者出産休暇	<p>男性職員が配偶者の出産に係る入退院の準備や付き添い、出産の立ち会い、出産届の手続きのため、配偶者が入院する等の日から出産後2週間の期間内に、3日以内取得できます。半日や時間単位での取得も可能です。</p> <p>※5 病院助手等は取得できませんので年次有給休暇または欠勤により対応してください。</p>	職員	○	有給
		病院助手 ※5	×	
		専攻医 ※5	×	
		臨床研修医 ※5	×	
		研修歯科医 ※5	×	
⑩ 育児参加休暇	<p>男性職員が配偶者の出産に際し、当該出産に係る子または小学校就学前の子を養育するため、<u>出産予定日の8週間前、双子などの多胎妊娠の場合は14週間前から、出産後8週間までの期間内に、5日以内取得することができます。</u>なお、この休暇は⑨の配偶者出産休暇とは別に取得できます。</p> <p>※5 病院助手等は取得できませんので年次有給休暇または欠勤により対応してください。</p>	職員	○	有給
		病院助手 ※5	×	
		専攻医 ※5	×	
		臨床研修医 ※5	×	
		研修歯科医 ※5	×	

2. 子どもを育てるための休暇・休業等		職種	適用	備考
種類	摘要			
⑪ 育児休業	<p>女性職員、男性職員ともに、<u>当該子が3歳（病院助手等は当該子が1歳6か月）に達する日までの間、必要な期間を請求</u>できます。</p> <p>※6 ただし、病院助手等は、次のいずれにも該当しないことが育児休業取得の条件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求時点において引き続き雇用期間が1年に満たない職員 ・ 育児休業終了予定日を超えて引き続き雇用されることが見込まれない職員 ・ 育児休業の請求があった日の翌日から起算して1年以内に雇用期間が終了することが明らかな職員（更新される見込みがある者を除く。） ・ 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員 <p>※7 育児休業中は無給ですが、職員、臨床研修医は、雇用保険（ただし、育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない場合は、共済組合）および共助会より給付金等が支給されます。病院助手、専攻医および研修歯科医は、育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により雇用保険から給付金等が支給されます。</p> <p>男性職員については、配偶者が産後8週間以内であるときには、配偶者が働いていない場合であっても、子を養育できない状況にあると判断できることから、当該8週間の期間内で育児休業を請求することができます。</p> <p>育児休業は、原則として同じ子について再度請求することはできませんが、育児休業後に一旦復帰し、3か月以上の期間が経過した後は、再度の育児休業を請求できます。</p>	職員	○	無給 ※7
		病院助手 ※6	○	無給 ※7
		専攻医 ※6	○	無給 ※7
		臨床研修医 ※6	○	無給 ※7
		研修歯科医 ※6	○	無給 ※7



(H24.1.1)

⑫ 育児部分休業	<p>女性職員、男性職員ともに、小学校就学前の子を養育する場合、<u>正規の勤務時間の始めまたは終わりにつき、1日を通して2時間以内</u>（育児休暇を取得する場合はその時間を差し引いた時間）で、30分を単位として請求できます。</p> <p>※8 育児部分休業期間中、勤務しない時間については給与が減額されます。</p> <p>※9 ⑬の育児短時間勤務をしている職員は利用できません。</p> <p>※10 病院助手等は、請求時点において、引き続き雇用された期間が1年以上である職員に限ります。</p>	職員 ※9	○	減額 ※8
		病院助手 ※10	○	減額 ※8
		専攻医 ※10	○	減額 ※8
		臨床研修医 ※10	○	減額 ※8
		研修歯科医 ※10	○	減額 ※8
⑬ 育児のための短時間勤務	<p>女性職員、男性職員ともに、小学校就学前の子を養育する場合、<u>1週間あたりの勤務時間が19時間25分～24時間35分となるような形態での勤務</u>ができます。</p> <p>※11 短時間勤務中の給与は、1週間あたりの通常の勤務時間と短時間勤務をした時間との割合に応じて給料月額を調整して支給されます。</p> <p>※12 病院助手、専攻医および研修歯科医は、月々に計画される所定勤務時間を調整することにより対応してください。</p>	職員	○	調整 ※11
		病院助手 ※12	×	
		専攻医 ※12	×	
		臨床研修医	×	
		研修歯科医 ※12	×	
⑭ 育児休暇	<p>女性職員が、生後満1歳6か月に達しない子（病院助手等は生後満1歳に達しない子）を育てる場合、<u>1日2回、各45分以内</u>（まとめて90分以内も可）取得できます。</p> <p>男性職員の場合は、配偶者に与えられる育児休暇（もしくは労働基準法に規定する育児時間等）の時間を減じた時間の範囲内で取得できます。</p>	職員	○	有給
		病院助手	○	無給
		専攻医	○	無給
		臨床研修医	○	無給
		研修歯科医	○	無給



(H24.1.1)

3. 子どもをケアするための休暇等		職種	適用	備考
種類	摘要			
⑮ 子育て休暇	<p>女性職員、男性職員ともに、中学校就学前の子を養育する職員が次の事由がある場合、<u>1年に7日以内（子が2人以上の場合は1年に10日以内）</u>取得できます。半日や時間単位での取得も可能です。また、両親がともに本法人職員の場合、同じ子について、それぞれ7日まで取得可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が病気やけが等により看護が必要となった場合 ・子が在籍する学校等が実施する行事へ参加する場合 ・子に健康診査または予防接種等を受けさせる際に付き添いが必要となった場合 ・子に機能回復訓練を受けさせる際の介助が必要となった場合 ・子が感染症にかかっている疑いがあり、もしくはかかる恐れがあるとして学校等への出席を停止され、または感染症の予防上、必要があるため当該子が在籍する学校等の全部もしくは一部の休業が行われた際に当該子の世話が必要となった場合。 	職員	○	有給
		病院助手	○	無給
		専攻医	○	無給
		臨床研修医	○	無給
		研修歯科医	○	無給
⑯ 育児を行う職員の深夜・時間外勤務の制限	<p>女性職員、男性職員ともに、小学校就学前の子を養育する職員は、業務に支障がある場合を除き、深夜勤務や時間外勤務の制限を請求することができます。</p>	職員	○	
		病院助手	○	
		専攻医	○	
		臨床研修医	○	
		研修歯科医	○	
⑰ 早出遅出勤務制度	<p>女性職員、男性職員ともに、次に掲げる職員は、あらかじめ請求することにより、業務に支障のない限りにおいて、所属長の定める始業・終業時刻（7：00～20：00の範囲内で設定）による早出または遅出勤務を行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前の子を養育している職員 ・児童福祉法に基づく学童保育施設に託児している小学生の子を迎えに行く職員 	職員	○	
		病院助手	○	
		専攻医	○	
		臨床研修医	○	
		研修歯科医	○	